

CSF・ASF 対策としての
野生イノシシの捕獲等に関する
防疫措置の手引き

令和2年（2020）年3月

環境省・農林水産省

目次

1. はじめに	1
(1) 背景と目的	1
(2) 防疫措置が求められる捕獲事業等	1
① 指定管理鳥獣捕獲等事業	1
② 許可捕獲	1
③ 狩猟	1
(3) 家畜伝染病予防法と特定家畜伝染病防疫指針	2
(4) 捕獲事業者や狩猟者への防疫措置の周知について	2
2. CSF 及び ASF に関する基礎情報	2
(1) CSF (Classical Swine Fever)	2
① 原因・症状	2
② 感染リスクと経路	2
③ 予防・消毒	3
④ 国内の野生イノシシにおける発生状況	3
(2) ASF (African Swine Fever)	4
① 原因・症状	4
② 感染リスクと経路	4
③ 予防・消毒	4
④ 国内の発生状況	4
3. 野生イノシシにおける CSF 対策のための区域区分	5
(1) 防疫措置の区域区分	5
(2) 区域区分に応じた防疫措置の考え方	5
(3) 死亡イノシシを発見した場合の対応	6
4. 捕獲作業における防疫措置	7
5. 防疫措置の方法	9
(1) 事前の準備	9
① 必要な資材の準備・確認	9
② 消毒薬の補充	11
③ 資材等の積み込み	12
(2) 現地到着・準備	13
① 手袋等の着用	13
② 長靴の着用・消毒	13
③ 作業に必要な資材の準備	13
(3) わなの設置・餌付け・見回り	14

(3-1) わなの設置.....	14
① わなの消毒.....	14
② 手袋の交換.....	14
(3-2) 餌付け・見回り	14
② 手袋の交換.....	14
(4) 捕獲・止め刺し.....	15
① 防護服の着用	15
(4-1) 捕獲.....	17
② 器材の消毒.....	17
(4-2) 止め刺し	18
② 器材の消毒.....	18
(5) 検体採材.....	19
① 血液採材.....	19
② 採材した検体の梱包	20
(6) 捕獲個体の処理・消毒.....	21
① 捕獲個体の処理.....	21
② 捕獲場所周辺の消毒	22
③ 使用した器材の消毒	22
④ 防護服の脱衣、手袋の交換等.....	23
⑤ 荷物置き場の撤収.....	24
⑥ 回収現場からの退出	24
(7) 運搬.....	24
① 運搬時の確認・消毒	24
(8) 駐車場到着・移動.....	25
① 手袋の消毒等（駐車場所到着時）	25
② 捕獲個体と荷物の積み込み	25
③ 猟犬の消毒.....	25
④ 車両の消毒.....	25
⑤ 全身、手袋、長靴の消毒、乗車.....	25
(9) 検体の搬送・送付	26
① 検体の搬送・送付.....	26
(10) 帰宅後の対応.....	26
① わな等の器具の消毒	27
② 使い捨て資材の適切な処理	27
③ 猟犬の洗浄・消毒.....	27
④ 入浴・作業着の洗浄	27

⑤ 養豚関連施設への立ち入り自粛	27
6. 死亡イノシシを発見した際の防疫措置（A区域・B区域ともに共通）	28
（1）死亡個体の発見	29
① 都道府県または市町村への通報	29
（2）準備・防護服の着用	29
（3）検体採材	29
（4）死亡個体の処理・消毒	29
（5）運搬	29
（6）駐車場到着・移動	29
（7）検体の搬送・送付	29
（8）帰宅後の対応	29
7. 参考	30
（1）防疫措置チェックシート	30
（2）参考資料	32

1. はじめに

(1) 背景と目的

平成 30 年 9 月、我が国において、豚・イノシシに感染・伝播する伝染病である CSF（豚熱）が 26 年振りに発生し、野生イノシシにおいても感染が確認されるとともに、さらにその拡大が確認されている。

「豚コレラの疫学調査に係る中間取りまとめ（令和元年 8 月 8 日、農林水産省拡大豚コレラ疫学調査チーム）」において、28 例中ほとんどの事例で、CSF に感染した野生イノシシ由来のウイルスが農場に侵入した可能性があったとされていることから、CSF 対策の一つとして野生イノシシの捕獲強化を図っていくことが重要となっている。一方、捕獲行為には、野生イノシシとの接触による CSF ウイルスの拡散リスクが伴い、感染拡大との間で「リスクトレードオフ」が生じる。そのため、捕獲した個体を適切かつ確実に処理するとともに、衣服や猟具、車両等に付着したウイルスを非意図的に拡散させることがないように、捕獲従事者及び狩猟者の防疫措置の実施について徹底する必要がある。

本手引きは、CSF 及び ASF（アフリカ豚熱）に関する特定家畜伝染病防疫指針を始めとした既存の関連指針を踏まえつつ、指定管理鳥獣捕獲等事業や許可捕獲、狩猟を実施するに当たって効果的な防疫措置を整理し、捕獲従事者や狩猟者への周知徹底を図る際に参考となる資料として作成したものである。各地域における実際の運用に当たっては、本手引きも参考の上、各地域の実情に応じて、必要な防疫措置を取るものとする。また、都道府県等により防疫措置に係るマニュアル等が別途整備されている場合は、当該マニュアル等に従うものとし、必要に応じ見直しを行うこととする。

本手引きは、今後の活用状況やイノシシにおける感染確認状況、関連知見の充実等を踏まえ、必要に応じて改訂するものとする。なお、本手引きで示した防疫措置は、ASF に関する防疫措置としても活用できるように配慮し、作成している。

(2) 防疫措置が求められる捕獲事業等

本手引きに基づき、それぞれの事業等の特徴に応じて防疫措置を徹底することが求められる。

① 指定管理鳥獣捕獲等事業

野生イノシシの集中的かつ広域的な管理を図る上で効果的な事業の一環として指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県は、捕獲等事業の内容を具体的にまとめた指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を策定し、この計画に基づいて捕獲等事業を行うこととなっており、同計画において、必要に応じ、捕獲等事業に従事する際の CSF や ASF に関する防疫措置や浸潤状況調査等に関する内容を盛り込むものとする。

② 許可捕獲

鳥獣保護管理法に基づく許可捕獲として、市町村による有害鳥獣捕獲及び都道府県等による個体数調整等がある。これらの捕獲従事者においても、CSF ウイルスの感染拡大防止に努めることが必要である。

③ 狩猟

CSF の感染確認区域等での狩猟期間における狩猟については、これまでの狩猟による捕獲状況や被害防止・個体数調整による捕獲強化の可能性、狩猟に伴う感染確認区域への立ち入りによる感染拡大の可能性等を勘案し、防疫措置の実施について徹底した上で実施することが基本である。また、捕獲した個体及び肉、残渣等は、原則として感染確認区域外に持ち出さないこととし、処理に当たっての防疫措置は適切かつ確実に実施するなど、狩猟者においても CSF ウイルスの感染拡大防止に努めることが必要である。

（３）家畜伝染病予防法と特定家畜伝染病防疫指針

CSF 及び ASF は発生した場合の畜産業への影響が甚大であることから、家畜伝染病予防法において家畜伝染病に指定されている。また、同法に基づき、特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要のある家畜伝染病として、必要な消毒及び家畜の移動の制限等の必要な措置を総合的に実施するための CSF 及び ASF に関する特定家畜伝染病防疫指針が策定されており、その中で野生イノシシに関する対策についても示されている。野生イノシシの捕獲事業に当たっては、上記防疫指針に基づく防疫措置を確実に実施することが基本となる。

（４）捕獲事業者や狩猟者への防疫措置の周知について

捕獲事業者や狩猟者に対し、本防疫措置の手引きで示した事項を周知し、必要な防疫措置を徹底するため、都道府県等においては、必要な防疫措置をとりまとめるだけでなく、講習会の開催、普及啓発資料の配布等の周知を図る必要がある。

２．CSF 及び ASF に関する基礎情報

（１）CSF (Classical Swine Fever)

① 原因・症状

CSF ウイルスにより起こる強い伝染力と高い致死率を特徴とする豚、イノシシの伝染病である。発熱や食欲不振、元気消失等が見られるが、特徴的な臨床症状や病変はなく、ウイルスの病原性や感染個体側の要因によって多様な症状を呈する。

国内で発生している CSF の原因ウイルスを用いた豚とイノブタへの感染試験を行った結果では、豚とイノブタの臨床症状に顕著な差は認められなかったが、豚 3 頭がすべて生残したのに対し、イノブタは 3 頭中 2 頭が 2 週間以上の経過後に死亡したことが報告されており、現在国内で確認されているウイルス株は中程度の病原性を有していることが報告されている。具体的な症状には、接種後 3～4 日目から 40℃以上の発熱、接種後 5～6 日目から元気消失・食欲不振、また、接種後 5～7 日目から白血球減少を示したこと、接種後 17 日もしくは 19 日目に瀕死となるイノブタが現れたこと等が報告されており、イノシシにおいても同様の病態が出現すると考えられる。

② 感染リスクと経路

感染個体は唾液、涙、糞尿中にウイルスを排泄するほか、血液や臓器にもウイルスが含まれる。ウイルスは感染した豚又はイノシシとの直接接触（あさり食いを含む）、汚染された人や器具との接触又は汚染された環境を介して経口・経鼻的に伝播する。上記感染試験でも感染個体の唾液、鼻汁及び糞便からウイルスの遺伝子が検出されている。捕獲従事者は、一般の者と比べウイルスに接触する可能性が高いことに留意し、防疫措置を実施することが必要である。同様に、山中に入る可能性がある登山者等にも、一定のリスクがあることを認識しておく必要がある。

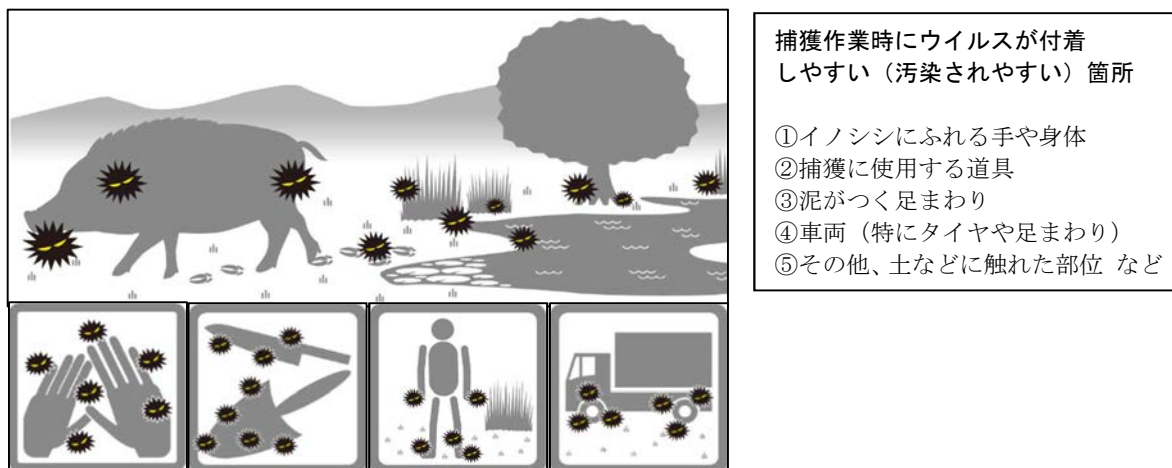


図1 捕獲作業時にウイルスが付着しやすい箇所など

③ 予防・消毒

CSF ウイルスは高温に弱いほか、乾燥及び紫外線の影響を受けやすいが、低温で湿度がある環境では、比較的長く生存する。糞尿等の中における生存期間については、室温（20℃）では数日から2週間、4～5℃では1～3ヶ月とする報告もある。冷蔵された肉では3ヶ月間、冷凍肉では4年以上生存が可能とされるが、65.5℃で30分間又は71℃で1分間の加熱で容易に不活化される。

CSF ウイルスは酸性や強アルカリ域では不安定となるため、消石灰等のアルカリ消毒剤や次亜塩素酸ナトリウムで不活化できるほか、エンベロープを有するウイルスの特徴としてエタノールや逆性石鹼によっても不活化される。また、有効なワクチンがあり、野生イノシシに対しては経口ワクチンの散布が実施されている。

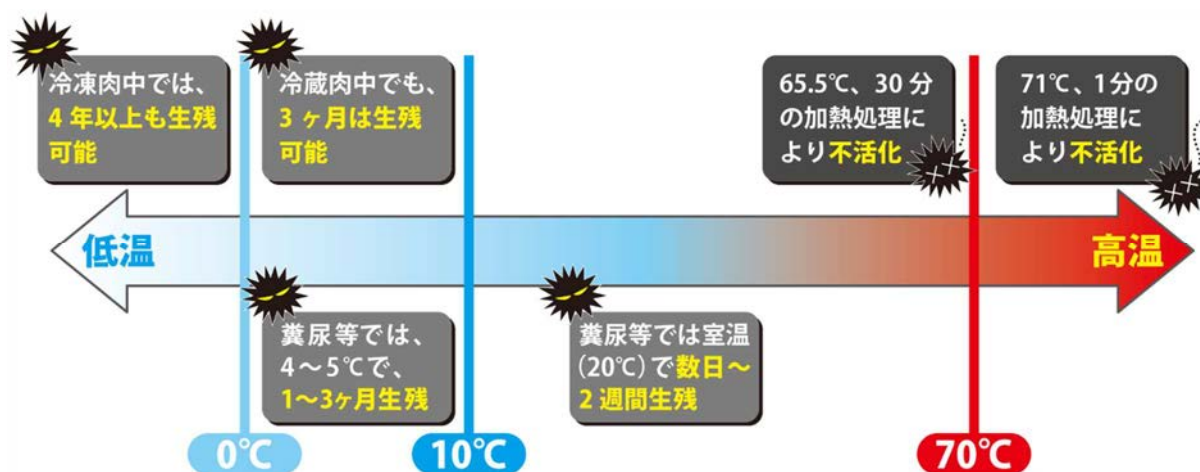


図2 CSF ウイルスの生存期間

④ 国内の野生イノシシにおける発生状況

国内での発生状況に関する情報は、農林水産省のホームページで確認できる。

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/>



(2) ASF (African Swine Fever)

① 原因・症状

CSF と混同されやすい感染症に、ASF がある。ASF は、イボイノシシ等のイノシシ科動物やヒメダニ属のダニを自然宿主とする ASF ウイルスがブタ、イノシシに感染し、発症する伝染病である。強い感染力と高い致死率、及び高熱と出血性病変が特徴とされてきたが、ウイルスの病原性や感染経路の違いによって、多様な症状、病態を示す。CSF と ASF を外貌や臨床症状から鑑別することは不可能であり、鑑別にはウイルス学的検査が不可欠となる。

② 感染リスクと経路

罹患した豚やイノシシとの直接的な接触により、ウイルスが口や鼻孔等から侵入するほか、体表の傷などを通して血液中にウイルスが直接入り込むことで感染が成立するが、ウイルスに汚染された餌や死体をあさることによる感染が代表的とされる。アフリカではヒメダニ属のダニによる吸血に伴う機械的伝播やダニ同士間の感染が知られている。日本にもヒメダニ属のダニは生息しているが、ASF ウイルスを媒介するかは不明である。

③ 予防・消毒

ウイルスは、罹患又は死亡した個体の血液、臓器、筋肉に 3～6 ヶ月間残存するほか、分泌液・排泄物、特に糞便については室温で数日間生存する。ウイルスは靴や衣服あるいは車両等を介しても拡散する。

ウイルスは塩素系又はヨード系消毒薬によって死滅する。また、pH3.9 未満の酸又は pH11.5 を越えるアルカリでの処理も有効であるため、消石灰等のアルカリ消毒剤が有効であるほか、次亜塩素酸や逆性石鹼、エタノール等でも不活化される。なお、現時点でワクチンは実用化されていない。したがって、極めて厳重な防疫措置が必要となる。

④ 国内の発生状況

これまでのところ、国内での発生事例はないが、アフリカ大陸だけでなく、ロシア、東欧地域においても発生が拡大しており、平成 30 年 8 月には中国においてもアジアで初めて発生が確認されている。その後、モンゴル、ベトナム、カンボジア、北朝鮮、ラオス、ミャンマー、韓国等へ発生が拡大していることに加え、国際的な人及び物の往来が急速に増加している状況を踏まえると、我が国に侵入するリスクは非常に高いといえる。

3. 野生イノシシにおける CSF 対策のための区域区分

(1) 防疫措置の区域区分

平成 30 年 9 月に岐阜県において CSF の発生が確認されたことを踏まえ、全国で死亡した野生イノシシを対象とした感染確認検査（浸潤状況確認検査）を実施するとともに、CSF の発生が確認された都道府県では捕獲された野生イノシシも対象として感染確認検査が実施されている。また、令和元年 9 月には、関東地方の農場においても CSF の疑似患畜が確認されたことを受け、関東地方及び関西地方において、CSF の発生が確認されている都道府県の隣接都道府県では、死亡した野生イノシシに加え、捕獲されたイノシシについても、養豚場周辺や陽性イノシシ確認都道府県との都道府県境を中心に、捕獲イノシシのサーベイランス強化区域を設定することとされている（令和元年 9 月 17 日付元消安第 2384 号農林水産省消費・安全局長）。

このため、本手引きでは、以下の 2 つの区域に区分し、防疫措置の内容を整理する。

【A 区域】

- ・ CSF の感染確認都道府県
- ・ CSF の感染確認都道府県に隣接し、捕獲された野生イノシシのサーベイランス強化区域を設定することとされた都道府県

【B 区域】

- ・ 上記以外の都道府県

ただし、A 区域のうち、野生イノシシにおける CSF の感染が確認されていないものの、CSF の感染確認都道府県に隣接し、捕獲イノシシのサーベイランス強化区域を設定することとされている都道府県においては、有害鳥獣捕獲や個体数調整による捕獲などの鳥獣捕獲事業であって、その実施地域が限定されており、養豚場の位置や地形等も考慮の上、防疫措置を実施地域単位で適切に実施できる場合には、鳥獣捕獲事業の実施地域を単位として防疫措置の内容を決定するなど、同じ都道府県内であっても、当該都道府県の状況を踏まえ、地域を定めて防疫措置の内容を決定することも可能である。

(2) 区域区分に応じた防疫措置の考え方

【A 区域】

- ・ CSF の感染確認都道府県
- ・ CSF 感染確認都道府県の隣接し、捕獲された野生イノシシのサーベイランス強化区域を設定することとされた都道府県

本区域においては、捕獲個体が死亡個体にかかわらず、すべての個体が CSF ウイルスに感染している疑いがあるもしくはその可能性があるものとして、防疫措置を実施する。

野生イノシシの血液や臓器にウイルスが含まれているだけでなく、唾液等のあらゆる分泌物や、糞尿中にもウイルスが排泄されており、衣服や猟具、車両、猟犬等によってもウイルスが拡散するリスクがあることから、捕獲等を実施する区域到着時から、見回りや捕獲、検体採材、処理、運搬、区域退出までの一連の行為において、防疫措置を確実に実施する。また、捕獲等を実施した後は、当面の間、養豚関連施設への立ち入りを自粛するなどの留意が必要である。

【B区域】

・上記以外の都道府県

本区域においては、現在、CSF の発生は確認されておらず、死亡イノシシのみが感染確認検査の対象となっている。野生イノシシを対象とした捕獲又は狩猟はこれまでどおり行われている区域であり、防疫措置の実施は必須とはされていない。ただし、死亡イノシシまたは捕獲イノシシを対象として CSF の感染確認検査を実施する際には、血液等に接触する機会もあることから、CSF に感染している可能性があることを想定し、必要な防疫措置を実施する。

なお、本区域に該当する都道府県であっても、イノシシの移動や人や車両、物品の移動による遠隔地への拡散等による CSF 感染の可能性もあることから、防疫措置の徹底の観点から、A 区域に準じて防疫措置を実施することも選択しうるものである。ただし、その場合にあっては、捕獲作業の効率性や実施可能性について留意する必要がある。

（３）死亡イノシシを発見した場合の対応

現在、死亡イノシシを対象とした CSF 及び ASF の感染確認検査は全都道府県で実施することとされている。このため、死亡個体を発見した時は、上記の区域区分によらず、必ず都道府県又は市町村に通報し、その取り扱いについて指示を仰ぐものとする。

野生イノシシは、CSF または ASF 以外の要因でも死亡することがあるが、外観からは識別できず、CSF ウイルスまたは ASF ウイルスによって死亡した可能性があることから、死亡イノシシからの検体採材や死亡個体の処理を行う場合は、区域区分にかかわらず、A 区域に準じた防疫措置を実施する。具体的な防疫措置は、「６．死亡イノシシを発見した際の防疫措置」(p.29) を参照のこと。

4. 捕獲作業における防疫措置

野生イノシシの一般的な捕獲作業と各作業で実施する防疫措置の流れは、図3のとおりである。また、区域区分に応じた各作業での防疫措置の実施の考え方は、表1のとおりである。

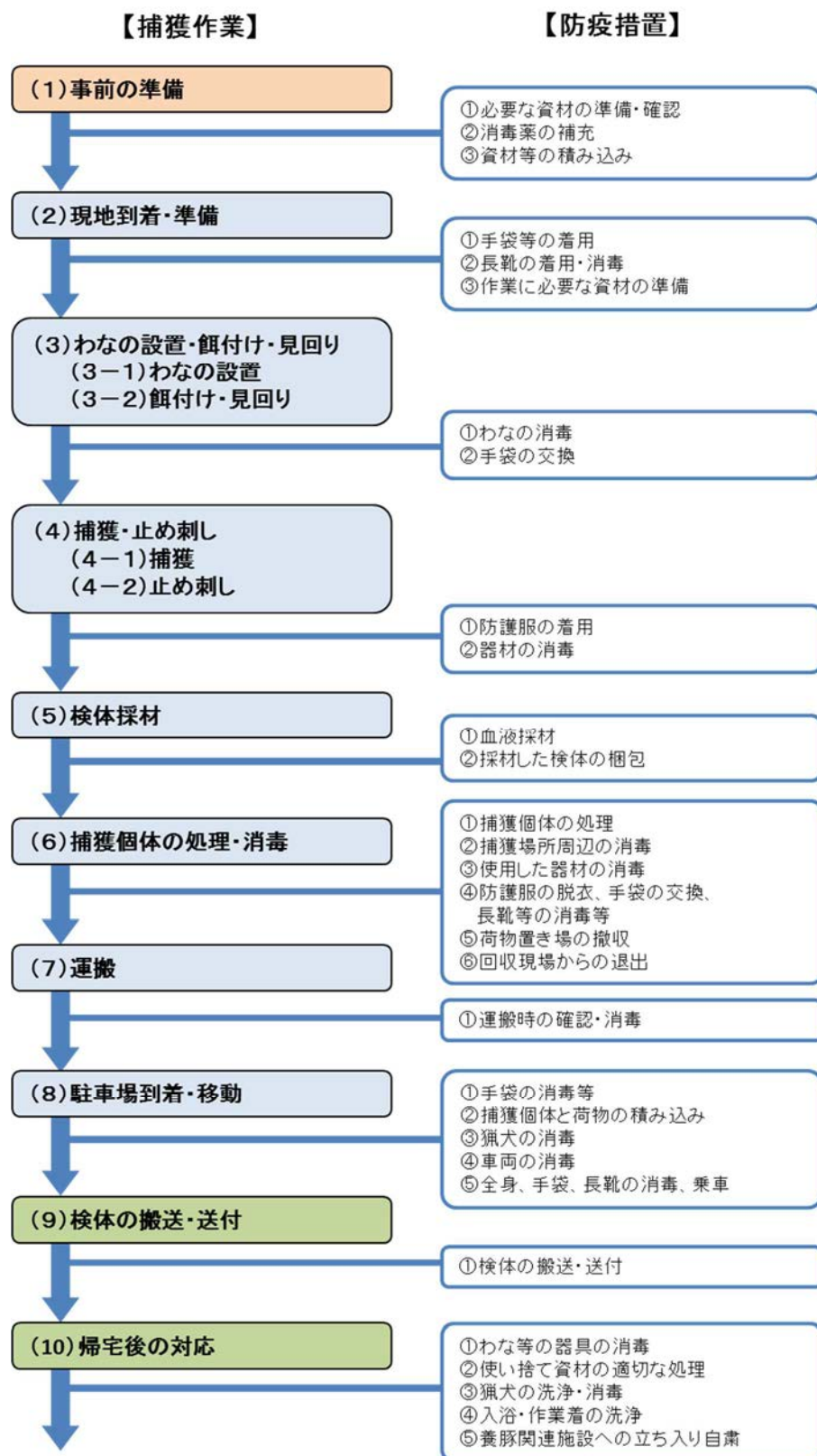


図3 捕獲作業と防疫措置の流れ

※ 捕獲作業の各工程には、検体採材など、必ずしも実施しないものも含まれている。

表1 区域区分に応じた防疫措置の適用

捕獲作業	防疫措置の適用		
	工程	A 区域	B 区域
(1) 事前の準備	①必要な資材の準備・確認	◎	◎
	②消毒薬の補充	◎	◎
	③資材等の積み込み	◎	◎
(2) 現地到着・準備	①手袋等の着用	◎	○
	②長靴の着用・消毒	◎	○
	③作業に必要な資材の準備	◎	○
(3) わなの設置・餌付け・見回り			
(3-1) わなの設置	①わなの消毒	◎	○
	②手袋の交換	◎	○
(3-2) 餌付け・見回り	②手袋の交換	◎	○
(4) 捕獲・止め刺し	①防護服の着用	◎	○
(4-1) 捕獲	②器材の消毒	◎	○
(4-2) 止め刺し	②器材の消毒	◎	○
(5) 検体採材	①血液採材	◎	◎
	②採材した検体の梱包	◎	◎
(6) 捕獲個体の処理・消毒	①捕獲個体の処理	◎	○
	②捕獲場所周辺の消毒	◎	○
	③使用した器材の消毒	◎	○
	④防護服の脱衣、手袋の交換等	◎	○
	⑤荷物置き場の撤収	◎	○
	⑥回収現場からの退出	◎	○
(7) 運搬	①運搬時の確認・消毒	◎	○
(8) 駐車場到着・移動	①手袋の消毒等	◎	○
	②捕獲個体と荷物の積み込み	◎	○
	③猟犬の消毒	◎	○
	④車両の消毒	◎	○
	⑤全身、手袋・長靴の消毒、乗車	◎	○
(9) 検体の搬送・送付	①検体の搬送・送付	◎	◎
(10) 帰宅後の対応	①わな等の器具の消毒	◎	○
	②使い捨て資材の適切な処理	◎	◎
	③猟犬の洗浄・消毒	◎	○
	④入浴・作業着の洗浄	◎	◎
	⑤養豚関連施設への立入自粛	◎	○

◎：防疫措置を実施 ○：防疫措置を実施することが望ましい

5. 防疫措置の方法

「4. 捕獲作業における防疫措置」でまとめた各作業で実施する防疫措置の流れは、以下の(1)～(10)のとおりである。

A区域においては、原則として以下の防疫措置を必ず実施するものとする。

B区域においては、各地域の実情に応じて、防疫措置の実施の要否を判断して、必要な防疫措置を実施するものとする。

(1) 事前の準備 (A区域・B区域ともに防疫措置を実施する)

出発までに防疫措置に係る以下の準備をあらかじめ済ませておく。

① 必要な資材の準備・確認

- 1) 持ち物チェックリスト(表2)を参考に、必要な資材等を準備する。
- 2) 防護服、使い捨てゴム手袋、長靴は予備も含めて作業人数分を用意する。

表2 持ち物チェックリスト

品目	数量	備考
防護服(感染防護服)	人数分×見回り地点数+予備	基本的に使い捨ての防護服を想定するが、B区域での捕獲は雨合羽などで代用可 ただし、雨合羽などは捕獲時の専用のもとし、使用後は適切に処理(消毒、洗濯)することが望ましい
薄手ゴム手袋(内側)	多めに用意	作業中は手袋を二重に装着。内側手袋は検査用手袋等の薄手のゴム手袋を用意する
厚手ゴム手袋(外側)	多めに用意	外側手袋は、作業場所ごとに交換するため多めに用意し、消毒・洗浄後に再利用可能なものでもよい
長靴	人数分	作業する時に履く
バケツまたはコンテナ	長靴が入る数	長靴の消毒・車内保管用
消毒薬の噴霧器	1個以上	希釈した消毒薬を補充しておく 噴霧器の容量は4L程度が望ましい(捕獲時は1箇所の消毒に2L以上必要となることもある)
アルコール・スプレー	2本以上	消毒用アルコールを補充しておく 1本は車内で、1本は作業時に使用
運搬用カゴ	1個以上	必要な器具の持ち運びに利用
ブラシ等	1本以上	靴底、わな、タイヤ等の泥落としに利用
ゴミ袋(大・小)・ビニール袋等	多めに用意	ゴミを入れることにより、車内等の汚染を防止 現場での荷物置場として利用
ティッシュ・紙タオル類	1箱以上	器材に付いた血液等のふき取りに利用
採材セット ・ナイフ等の採材に用いる道具 ・試験管 ・チャック付きポリ袋2種	見回り地点数+予備	試験管は血液が密閉できるもの(容量10～50ml程度で使いやすい大きさのもの) 1頭につき1本使用 チャック付きポリ袋2種は試験管を二重に封入するためのもの
・クーラーバックまたはクーラーボックス ・保冷剤 ・国連規格準拠容器	1個以上 適宜 必要数	検体の保管・持ち運び等に利用 消毒できるものを使用 国連規格準拠容器はUN3373(カテゴリーB輸送用)。試験管が入る大きさのもの。
・血液を受けるバット等	1個以上	

品目	数量	備考
記録用品	1 個以上	記録用紙、筆記具、カメラ、メジャー等
油性フェルトペン	1 本以上	
ブルーシート	数枚	荷台の汚染防止、現場での荷物置場として利用
ブルーシート、厚口ビニール袋、フレコンバック等	見回り地点数 × 2 + 予備	イノシシを搬出する場合に使用。爪や牙で破れないよう強度のあるものが必要 二重に包むため 1 か所で 2 枚必要
止め刺し用の道具	必要数	
スコップ	作業する人数分	

【準備することが望ましい資材】

品目	数量	備考
保護メガネ	必要数	消毒薬などからの目の保護用
使い捨てマスク	必要数	消毒薬などからの鼻や口の粘膜の保護用
作業靴	人数分	運転時、長靴に履き替えるまでに履く
清浄な靴	人数分	作業後の移動中に立ち寄る際に履く
車のフロアマット	必要数	洗ったり消毒できるもの
GPS	1 台	作業位置の記録に利用
消石灰	必要量	回収地点の消毒や埋却時に使用
ソリ	必要数	イノシシを搬出する場合に使用（ビニールシートの破損等によるウイルス拡散を防止） 現地の状況を踏まえて使用の適否を判断
ガムテープ・ビニールテープ	1 巻	ブルーシートのパッキング等利用
カッター、ハサミ	1 本	
カラスプレー	1 本	捕獲個体のマーキング用



噴霧器と消毒薬（オスバン）



スプレーを取付けた
消毒用アルコール



靴底やタイヤの洗浄に使用する
ブラシ

② 消毒薬の補充

- 1) 消毒薬の噴霧器に希釈した消毒薬を補充する。
- 2) スプレー容器に消毒用アルコールを補充する。

(参考) 消毒薬について

- ・消毒に使用する消毒薬とその用途の概要は、表3の通り。
- ・作業による消毒薬の吸入等を防止するため、マスク・保護メガネの着用が望ましい。
- ・逆性石鹼は、有機物（糞便、血液、土壌など）の付着により消毒効果を著しく低下させるので、効果的な消毒のためには、器具等に付着した汚れを落としてから消毒することや、定期的に消毒薬を交換することが重要となる。
- ・消毒に当たっては、関係機関や土地の所有者に消毒方法を事前に連絡しておくこと。

表3 各消毒薬の用途と注意事項

消毒薬	用途	注意事項
逆性石鹼	・現地での長靴、器具、車両、地面などの消毒（消毒薬噴霧器） ・移動中の長靴裏の消毒（バケツまたはコンテナ） ・帰宅後の長靴、器具などの消毒	・説明書を確認のうえ、適切な濃度に希釈して使用（表4、表5） ・消毒の対象物がしっかり濡れるまで噴霧や浸漬する
消毒用アルコール※	・手指、防護服や作業着、器具などの消毒 ・車内の消毒	
消石灰	・地面等の消毒	・強アルカリで、約30分の作用時間が必要 ・農地で散布する場合は、土地がアルカリ化し、作物に影響を与える可能性があることから、事前に土地所有者に了解を得る

※ 消毒用エタノール（76.9～81.4%）製剤、もしくは消毒用イソプロパノール（50～70%）製剤。

表4 主な逆性石鹼の市販製剤※1と希釈濃度※2

製剤名	器具等の消毒（噴霧・清拭・浸漬）	猟犬の消毒（噴霧）
アストップ 200	1,000～6,000 倍	1,000～6,000 倍
オスバン	50～200 倍	（表示なし）
クリアキル 100	500～1,000 倍	500～2,000 倍
クリンエール	500～1,000 倍	500～2,000 倍
サニスカット	50～400 倍	500～2,000 倍
パコマ	50～400 倍	500～2,000 倍
パンパックス 100	500～2,000 倍	500～2,000 倍
ベストシール 200	1,000～6,000 倍	1,000～6,000 倍
動物用ベタセプト	400～800 倍	800～1,000 倍
モルホナイド 10	500～3,000 倍	500～3,000 倍
ロンテクト	500～3,000 倍	500～3,000 倍

※1 インターネット上で添付文書等により用量・用法が容易に検索・確認できたもののみ記載（五十音順）。

※2 器具については原則として診療器具消毒時の用量、猟犬については畜体（豚）消毒時の用量を準用。

表 5 消毒薬の濃度調整（希釈）の目安

水	消毒薬		
	5 ml	10ml	20ml
1 L	200 倍		
2 L	400 倍	200 倍	
4 L	800 倍	400 倍	200 倍
5 L	1,000 倍	500 倍	250 倍
10 L		1,000 倍	500 倍
20 L			1,000 倍



消毒薬の希釈

（例）パコマを 400 倍に希釈する場合の調整方法

2 L ペットボトルに水を入れ、ペットボトルの
キャップ 1 杯（1 杯約 5 ml）の消毒薬原液を加える。

③ 資材等の積み込み

1) 荷台に汚染防止用のシートなどを敷き、整理して準備物を積み込む。

※車内の汚染を防ぐため、足下に洗浄可能なフロアマット等を敷く。フロアマットは、
帰宅後に洗浄及び消毒する。

※荷台では、汚染物（ゴミ、使用済み器具など）とその他の物の置き場所は明確に区別
する。

(2) 現地到着・準備（下線部はB区域でも防疫措置を実施することが望ましい）

① 手袋等の着用

- ・ 手袋は二重に装着する。内側のゴム手袋は洋服の袖口を覆うように着用する。

② 長靴の着用・消毒

- ・ 前回の汚れでウイルスを持ち込むことがないよう、長靴を噴霧器で消毒する。

③ 作業に必要な資材の準備

- ・ わな設置地点での作業に必要な器具（表2）、防護服、交換用の手袋、アルコール・スプレー、消毒薬の噴霧器を運搬用カゴ等に入れる。



手袋の装着（内側の手袋で袖口を覆う）



足元の消毒



資材の準備



資材一式をカゴ等に整理し、運搬する

(3) わなの設置・餌付け・見回り（下線部はB区域でも防疫措置を実施することが望ましい）

わなの設置や餌付け、わなの見回りの際では土に触れる作業が発生するため、防疫措置を実施する。

(3-1) わなの設置

① わなの消毒

- ・わなを移設又は撤去する際は、逆性石鹼で消毒する。
- ・運搬用カゴなどの荷物はビニール袋などを敷き、その上に置く。

② 手袋の交換

- ・手袋は、土やわな等に触れる作業中に破れたとき、直ちに交換する。
- ・1か所の作業を終えて移動するとき、二重手袋の外側の手袋を交換する。



わなの消毒

(3-2) 餌付け・見回り

② 手袋の交換

- ・手袋は、土やわな等に触れる作業中に破れたとき、直ちに交換する。
- ・1か所の作業を終えて移動するとき、二重手袋の外側の手袋を交換する。

※ 痕跡（フン、食痕、掘り返し）を発見した時

- ・消毒薬の散布といった防疫措置を講じることでイノシシが警戒し、捕獲の妨げとなる可能性があることから、特段の措置を講じる必要はない。
- ・不用意に近づかず、長靴や手袋に汚れが付いた場合は、その場で泥、落ち葉などを落とし、手袋は交換する。

(4) 捕獲・止め刺し（下線部はB区域でも防疫措置を実施することが望ましい）

イノシシの体表や周辺環境などは、猟具の種類に関係なく、イノシシの血液や体液等で汚染されている可能性があるほか、止め刺しを行うことで作業従事者や器具等も汚染されるため、特に以下の点に注意する。

- 防護服等を適切に着用して作業する。
- 使用する器具などは、野生イノシシに関する捕獲作業専用にする。
- 使用した器具は、十分に消毒する。

① 防護服の着用

- ・ 現地到着前に防護服を着用すること。ただし、作業地点までの移動距離や移動時間が長い場合、熱中症等のリスクがある場合等は、作業直前に着用する。
- ・ 捕獲作業の効率性が著しく低下する場合は、捕獲後に防護服を必ず着用して作業する。
- ・ B区域においても、検体採材を実施する場合には、原則として防護服等を着用する。
- ・ 防護服は、以下の手順で着用する。
 - 1) 着用していた外側手袋を外す。
 - 2) 内側手袋が洋服の袖口を覆い適切に着用されているか確認する。必要に応じて新しいものと交換する。
 - 3) 防護服に、両足、両腕を通して着用し、ファスナーを閉める。
 - 4) 裾口は長靴の上にする。
 - 5) マスク、保護メガネを装着する。
 - 6) 防護服のフードを、髪の毛が出ないように深く被る。
 - 7) 新しい外側手袋を、防護服の袖口を覆うように装着する。
(足袋の装着や袖と裾部分にガムテープで目張りをする方法もある)



1) 外側手袋を外す



2) 内側の手袋は、袖口を覆うように着用



3) 両足・腕を通して着用



3) ファスナーを閉める



4) 裾口は長靴の上にする



5) マスク・保護メガネを装着



6) フードの着用



7) 外側手袋の装着



防護服着用完成

(4-1) 捕獲

② 器材の消毒

【わな等を使用する場合】

- 1) わな本体は、土や汚れをブラシ等で落とす。移設又は撤去の際に消毒する。
- 2) くくりわなは、消毒薬でしっとりするまで噴霧するなどし、箱わなは、全体を噴霧器等で消毒薬を噴霧することによって消毒する。
- 3) 消毒したくくりわなは、ビニール袋などに入れて持ち帰り、帰宅後、改めて逆性石鹼に浸漬あるいは噴霧器等で噴霧することによって消毒する。
- 4) 消毒薬の臭い等でイノシシが寄り付かなくなる可能性があるため、次に使用する前には、水でよく洗浄する。また、複数のわなをスペアとして用意して使い回し、消臭や消毒に時間をかけて防疫効果を高めるなどの工夫をすることも効率的と考えられる。

※わなでイノシシが捕獲された場合、イノシシが興奮し動くことによって、わな本体及びその周辺にイノシシの体液（唾液、糞尿、血液等）が飛散・付着している可能性が高い。

※捕獲時の工夫として、捕獲時のくくりわなのワイヤーを引っ張り、動き回る範囲を最小限とする等が考えられる。



わなに消毒薬を
しっとりするまで噴霧



ビニール袋等に入れて
持ち帰る

【銃を使用する場合】

- 1) 銃は、使用後にアルコールで湿らした紙タオルで拭くなどの消毒を行う。
※銃を使用する従事者がゴム手袋を着用して銃を操作した場合、的確に射撃ができないおそれがあるため、A区域であってもゴム手袋を着用しないで銃の操作をしても差し支えないが、素手でその他の器具や土などに不用意に触らないよう注意が必要である。
※銃猟利用などで防護服を着用しての捕獲が困難な場合には、捕獲後に防護服を着用するなど適切な対応を行う。

【猟犬を使用する場合】

- 1) 体表及び足裏の泥汚れなどを十分に落とす。
- 2) 可能であれば、体表、特に足裏に消毒薬を噴霧し、消毒することが望ましい。
※消毒の徹底が難しいため、A区域内で使用した猟犬は、B区域では使用しないようにする。

(4-2) 止め刺し

② 器材の消毒

【電殺器・電気ショックを使用する場合】

- 1) 電殺器そのものには血液等が付着する可能性は少ないと考えられるが、電極針をイノシシの皮下に挿入するため、電極針は使用する毎に紙タオルで血液をふき取った上で、アルコールを噴霧し、消毒する。
- 2) ふき取った紙タオル等は、ビニール袋等に入れて持ち帰り、適切に処理する。
※電殺器の構造上、アルコールを噴霧することが難しい場合は、アルコールで湿らした紙タオルで拭くことでも良い。
※電殺器は、雨天時の使用は感電の危険性があるので、安全確保のためには、取扱説明書や取扱業者による研修等で提示された注意事項を遵守する必要がある。

【ナイフ等の刃物を使用する場合】

- 1) 血液が付着したナイフ等は、使用する毎に紙タオルで血液をふき取った上で、アルコールを噴霧して消毒する。
- 2) 消毒後も汚染されている可能性があるため、使用した刃物は空き缶やビニール袋などに入れ、容器の表面を消毒し、持ち帰った後は適切に処理する。
※ナイフ等を使用する場合は、血液が捕獲者及び周辺に付着する可能性が高いため、注意が必要。

【銃を使用する場合】

- 1) 銃は、使用後にアルコールで湿らした紙タオルで拭くなどの消毒を行う。
※銃を使用する従事者がゴム手袋を着用して銃を操作した場合、的確に射撃ができないおそれがあるため、A区域であっても、ゴム手袋を着用しないで銃の操作をしても差し支えないが、素手でその他の器具や土などに不用意に触らないよう注意が必要である。

（５）検体採材（Ａ区域・Ｂ区域ともに採材する場合は防疫措置を実施する）

捕獲の現場で検査材料（血液）を採取する場合は、以下により採材する。

なお、現場で採材せず、イノシシの個体を検査機関に持ち込む場合には、（６）捕獲個体の処理と消毒の実施を参照すること。

① 血液採材

１）血液の採取は、採取する作業者と補助・消毒する作業者の２名体制で行う（血液を採取する作業者と血液に触れない作業者に分ける）。

２）採材道具を用いて、以下のいずれかの方法で採取する。

（ア）止め刺しによって流出する血液を試験管に回収（試験管に約半分程度）

（イ）頸部^{けいぶ}あるいは腋窩^{えきか}（わきの下）の切開などで流出する血液を試験管に回収

※流出する血液はバットなどで受け、なるべく地面や周囲に広げないようにする。その血液はビニール袋等に入れ、ゴミと同様に消毒し、最後は焼却処分する。

※地面に落ちた血液は採取しない。

※死亡後時間が経過しているなどにより、血液の採取が困難な場合は、無理に採取することはせず、その旨を記録する。

３）試験管を保持している作業者が紙タオルで血液をふき取り、もう１名の作業者が、試験管周囲をアルコール・スプレーで消毒する。

※この際に、手袋も同時に消毒し、ふき取りを行う。

４）再度、消毒とふき取りを行う。

５）拭き取り後の紙タオル等の紙ゴミなどは、ゴミ袋に入れる。

６）ゴミ袋は作業終了後に密封し、表面を消毒する。



試験管に付いた血液を拭き取る



試験管の周囲を消毒

② 採材した検体の梱包

- 1) 上記①で消毒した試験管に油性フェルトペンで番号等の情報を記入し、1本ずつチャック付きポリ袋に二重に封入し（各封入時に消毒する）、さらに袋の外側を消毒する。
- 2) 外袋に油性フェルトペンで記入するか、あらかじめ準備したシールを貼るなどして、検体番号を確実に明記する。
- 3) クーラーバッグ等に入れ、保冷・保管してバッグ内をアルコール・スプレーで消毒する。
※アルコールで油性フェルトペンの文字が消えてしまう可能性があるので注意する。
※高温になる場所に放置した血液や、冷凍保存した血液は検体として使用できない場合があるので必ず冷蔵で保存する（保冷剤と血液を入れた試験管が直接触れないように注意する）。



チャック式袋に二重に封入し、消毒する



クーラーバックに保冷剤とともに
保管して消毒する

(6) 捕獲個体の処理・消毒（下線部はB区域でも防疫措置を実施することが望ましい）

捕獲個体の処理は、原則として各自治体の指定する処理方法に従うものとする。

検査のために捕獲・回収した個体は、焼却又はあらかじめ確保されている埋却地での埋却によって処理することが望ましいが、処理方法に応じて、現場において以下の措置を講じる。検査機関に捕獲個体全身を持ち込む場合は、下記により注意して運搬し、個体の処理は検査機関の指示に従う。

なお、捕獲個体数が増加した場合に備え、各自治体で捕獲個体の処理方法についてあらかじめ検討しておくことが必要である。

① 捕獲個体の処理

【現場から運搬する場合（焼却処理施設、検査機関等への運搬等）】

- 1) 消毒薬の噴霧により死体を消毒する。
- 2) 厚手のビニール袋やブルーシートで二重に包む。
- 3) ビニールテープやガムテープで留める等の措置を行い、血液や糞便等が漏れ出さないようにする。
- 4) ビニール袋やブルーシートの表面を消毒し、運搬する。

※イノシシを包むビニール袋等は爪や牙に対する強度が必要であるため、厚口のものを使用する。

※運搬用にソリなどを使うことが有効と考えられる。



ブルーシート等で二重に包む



イノシシを包んだビニール袋等の表面を消毒する



運搬用ソリに乗せたイノシシ

【現場で埋却を行う場合】

- 1) 野生動物が掘り返したり、風雨等により容易に捕獲物等が露出しないくらいの深さに、穴を掘る。
- 2) 消石灰を入れる。
- 3) 死体を置く（ブルーシート等に包まない）。
- 4) 死体に消石灰をまく。
- 5) 土で埋却する。
- 6) 土の表面に消石灰をまく。



1) 2) 穴に消石灰を入れる



3) 4) 死体を入れて、消石灰をまく



5) 土で埋却する



6) 埋却後、表土に消石灰をまく

② 捕獲場所周辺の消毒

- 1) 捕獲したイノシシを止め刺しした地点又は死亡したイノシシのいる地点の半径1mの範囲を、地表面が湿るまで消毒薬を噴霧して消毒する。
- 2) 上記の範囲以外であっても、イノシシの血液等の体液や糞尿等が付着した地点、くくりわなで捕獲されたイノシシが動き回った範囲、採材のためにイノシシを移動させた範囲も同様に消毒する。
- 3) 可能な場合、消毒薬の散布に加えて、消石灰を散布する。

③ 使用した器材の消毒

- ・使用した器材にアルコールを噴霧し、十分に消毒する。



イノシシの体液等が
付着したところを消毒

④ 防護服の脱衣、手袋の交換等

最初に防護服全体を消毒薬で消毒した上で、以下の手順で脱衣する。

1) 外側手袋の取り外し

i) 外側手袋をアルコール・スプレーで消毒する。

ii) 片方の手袋を外側から裏返して外す。

iii) 反対の手袋を内側から裏返して外す。

2) 防護服の脱衣

i) 前ファスナーを一番下まで下ろし、皮膚や毛髪に触れないようフードを外す。

ii) 手を袖の中に入れ、両手を脱ぐ。

iii) 外側を内側に丸め込むように脱いでゴミ袋に入れる。

※B区域で雨合羽などを着用している場合は、雨合羽全体にアルコール・スプレーを噴霧し消毒した上で脱衣し、ビニール袋に入れて持ち帰り洗濯する。

3) マスク、保護メガネを外す。

4) 内側手袋をアルコール・スプレーで消毒、あるいは交換した上で、新しい外側手袋を装着する。

5) 使い捨て資材をゴミ袋に入れ、外側を消毒薬の噴霧器で消毒する。

1) 外側手袋の取り外し



i) 外側手袋の消毒



ii) 外側から裏返して外す



iii) 内側から裏返して外す

2) 防護服の脱衣



i) フードを外す



ii) 両腕を脱ぐ



iii) 内側に丸め込むように脱ぐ



iii) ゴミ袋に入れる



3) マスク、保護メガネを外す



4) 内側手袋の消毒



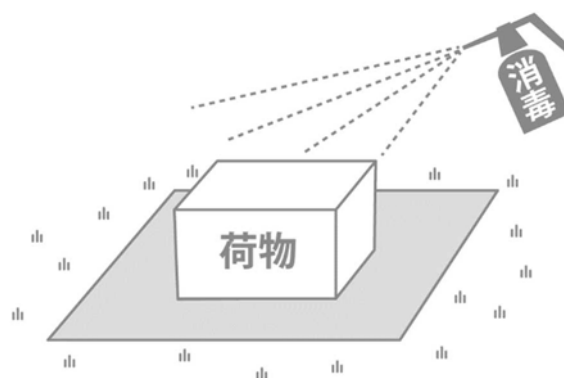
5) ゴミ袋の外側を消毒

⑤ 荷物置き場の撤収

- 1) 運搬カゴなどを置いている荷物を消毒し、持ち上げる。
- 2) 地面に敷いていたビニール袋の裏面（地面との接触面）を触れないように回収し、ゴミ袋に入れる。
- 3) ゴミ袋の口及び周囲を消毒する。

⑥ 回収現場からの退出

- ・靴の底の泥や落ち葉などをブラシなどで取り除いてから、長靴と使用したブラシを消毒薬の噴霧器で消毒し、捕獲・回収現場を離れる。



撤収にあたり、荷物を消毒する

(7) 運搬（下線部はB区域でも防疫措置を実施することが望ましい）

① 運搬時の確認・消毒

- 1) 運搬する前に再度、血液や糞便等が漏れていないか確認してから運搬する。
- 2) 運搬中、ブルーシート等が破れ、イノシシの血液等がこぼれた場合は、改めて防護服を着用した上で、その場所に消毒薬を噴霧して消毒する。
- 3) 消毒後、上記（6）④ 2）に従って、防護服を脱ぎ、外側手袋を交換する。
※運搬用ソリなどを使うことで、ブルーシートの破損などを防ぎ、安全に運搬することができる。

(8) 駐車場到着・移動（下線部はB区域でも防疫措置を実施することが望ましい）

① 手袋の消毒等（駐車場所到着時）

- 1) 運転手等最初に車体に触れる必要がある作業者は、外側手袋をアルコール・スプレーで消毒する。
- 2) 片方の手袋を外側から裏返して外す。
- 3) 反対の手袋を内側から裏返して外す。
- 4) 外側手袋を外し、内側手袋の上からアルコール・スプレーで消毒してから、車のドアを開ける。

② 捕獲個体と荷物の積み込み

- 1) 車両の荷台等に、汚染防止用にブルーシート等を敷く。
- 2) イノシシを包んだブルーシート等を改めて消毒してから積み込む。
- 3) 現場に持ち出した猟具、器具などは、全て改めて消毒してから積み込む。
- 4) 現場で出た汚染物の入ったゴミ袋を消毒する。
- 5) 消毒したゴミ袋はさらにゴミ袋に入れて二重にし、再度周囲を消毒して積み込む。

③ 猟犬の消毒

- 1) 体表及び足裏の泥汚れなどを十分に落とす。
- 2) 可能であれば、体表、特に足裏に消毒薬を噴霧し、消毒することが望ましい。
- 3) リード等の器具を消毒薬で消毒した上で、荷台に乗せる。

④ 車両の消毒

- 1) タイヤとタイヤハウス内は、ブラシ等で土や汚れを落とす。
- 2) 車両で土や汚れが付いた部分を中心に、消毒薬の噴霧器で消毒する。
※タイヤは、作業現場から出る際や、林道等未舗装エリアに戻った時にも消毒する。

⑤ 全身、手袋、長靴の消毒、乗車

- 1) 長靴の泥、落ち葉などをブラシなどで取り除く。アルコール・スプレーや消毒薬で全身を消毒し、作業靴等に履き替える。
- 2) 長靴と使用したブラシを消毒薬の噴霧器で消毒し、ビニール袋等に入れる。
- 3) ゴム手袋を外し、アルコール・スプレーで手指を消毒する。
- 4) 作業靴等の裏とドアノブをアルコール・スプレーで消毒してから、乗車する。

* 内側手袋の外し方

- ・利き手側の手袋の外側を持ち、裏返ししながら裏表に外す。
- ・手袋を脱いだ利き手で、反対側の手袋の内側から裏返すように外す。



(9) 検体の搬送・送付（A区域・B区域ともに防疫措置を実施する）

① 検体の搬送・送付

- ・現場で採材した場合、指定の検査機関に所定の方法で保管・搬送・送付する。
- ・検査機関へ持ち込む場合は、到着後は搬入先の検査機関の指示に従って搬入する。
- ・郵送が必要な場合は、クーラーバッグ等に保冷・保管していた検体を、二重のチェック付きポリ袋のまま国連規格の容器に移し替えて密封・消毒の上、外箱に封入して冷蔵で発送する。

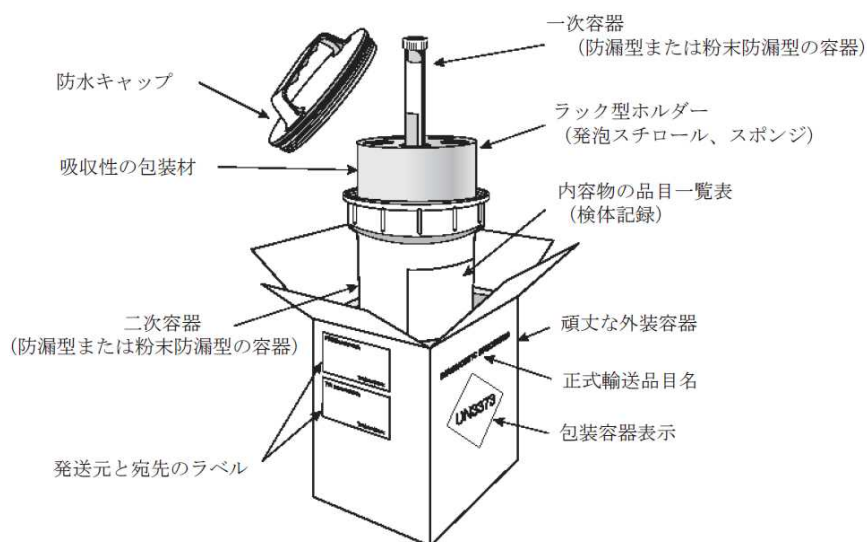


図4 国連規格容器による適切な三重包装
「感染性物資地の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014 版」（日本語版）より
（図は IATA（カナダ・モントリオール）提供）

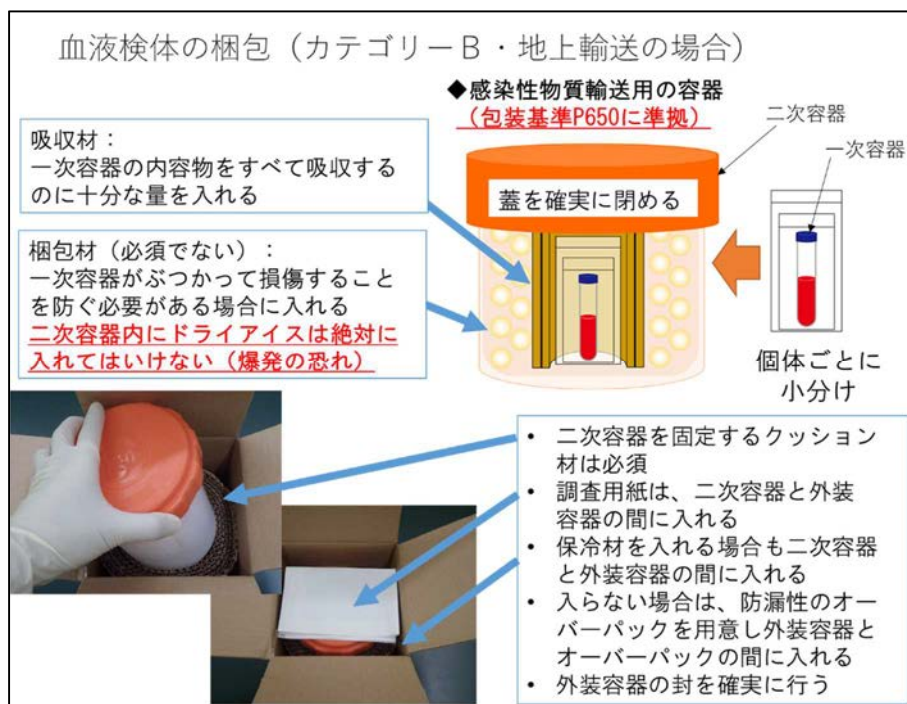


図5 血液検体の梱包（カテゴリーB・地上輸送の場合）
（「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」を改変）

(10) 帰宅後の対応（下線部はB区域でも防疫措置を実施することが望ましい）

① わな等の器具の消毒

- 1) バケツなどに消毒薬を入れ、猟具や器具、長靴を漬けて消毒する。その後、十分に水洗いする（死体を取り扱った場合はB区域でも実施）。
- 2) ソリ等のイノシシ運搬器材など大型のものは消毒薬の噴霧後よく水洗いする（死体を取り扱った場合はB区域でも実施）。

② 使い捨て資材の適切な処理（A区域・B区域ともに実施する）

- 1) 作業時に使用した使い捨て資材を入れて密封されたゴミ袋の口と外側を改めてアルコールで消毒する。
- 2) 各自治体のルールに従い、適切に処理する。

③ 猟犬の洗浄・消毒

- 1) 犬の全身を良く水洗いする。
- 2) バケツなどに消毒薬を入れ、リード等の道具を漬けて消毒する。
- 3) その後、十分にリード等の道具を水洗いする。
※A区域で使用した猟犬は、当面の間、B区域での使用を自粛する。

④ 入浴・作業着の洗浄（A区域・B区域ともに実施する）

- ・帰宅後は、入浴して体を十分に洗う。
- ・作業で着用した衣服などは毎回洗濯する。

⑤ 養豚関連施設への立ち入り自粛

- ・当面の間、養豚関連施設への立ち入りを自粛する。
※捕獲作業に従事し、検査陽性のイノシシ個体を扱った作業者が管理するブタ飼養施設で発生した事例がある。

6. 死亡イノシシを発見した際の防疫措置（A区域・B区域ともに共通）

死亡イノシシを発見した場合の作業と各作業で実施する防疫措置の流れは、図6のとおりである。

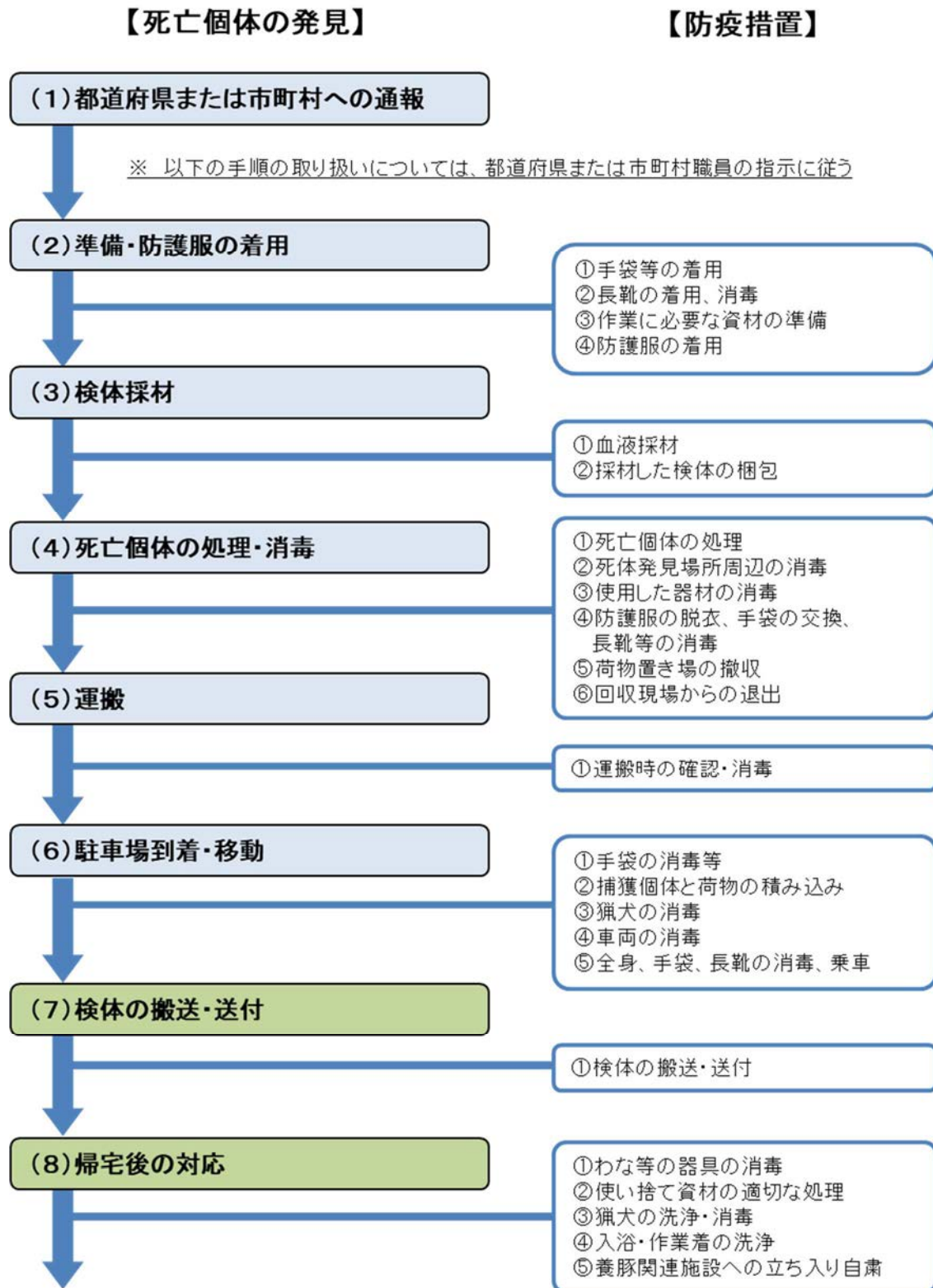


図6 死亡イノシシを発見した際の防疫措置の流れ

(1) 死亡個体の発見

① 都道府県または市町村への通報

- 1) 死亡個体を発見した時は、必ず都道府県又は市町村に通報し、その取り扱いについて指示を仰ぐ。
- 2) 以下のような死体は検査材料として適さない。このような死体を発見した場合や検体採取が困難な場合には、都道府県または市町村への通報時にその旨も報告する。
 - －死体の一部が白骨化している。
 - －内臓等が食い荒らされている。
 - －死体から1 m以上離れても腐敗臭を感知できる。
 - －死体が水中にある場合、被毛の一部が脱落している。
 - －轢死であることが明らかである。
- 3) 検体採材または死亡個体の処理を行う場合は、都道府県または市町村職員の指示に従い、A区域・B区域ともに、以下の防疫措置を実施する。

(2) 準備・防護服の着用

- ・本手引き 5.(2)に従い、作業に必要な資材の準備等を行う。
- ・本手引き 5.(4)①に従い、防護服を着用する。

(3) 検体採材

- ・本手引き 5.(5)に従い、実施する。

(4) 死亡個体の処理・消毒

- ・本手引き 5.(6)に準じて、実施する。

(5) 運搬

- ・本手引き 5.(7)に従い、実施する。

(6) 駐車場到着・移動

- ・本手引き 5.(8)に従い、実施する。

(7) 検体の搬送・送付

- ・検体採材を実施した場合は、本手引き 5.(9)に従い、実施する。

(8) 帰宅後の対応

- ・本手引き 5.(10)に従い、実施する。

7. 参考

(1) 防疫措置チェックシート

作業を行った日：令和 年 月 日

氏名：

項 目		A 区域	B 区域	死亡個体
現地到着・準備	・手袋（二重）を着用した			
	・長靴を着用、消毒した			
	・防護服を着用した（捕獲・検体採取時。現場で着脱）			
	・マスク、ゴーグルを着用した（特に捕獲地点等での消毒薬散布時）			
わなの設置・餌付け・見回り	・わなを移設・撤去する際、逆性石鹼で消毒した			
	・手袋が破れた時や移動時は手袋を交換した			
捕獲・止め刺し・検体採材	・わな等の捕獲器具、止め刺しに使用した器具、計測器具等を現場で消毒薬を用いて消毒した			
	・現場を離れる際、猟犬の体表及び足裏の泥汚れなどを十分に落とし、可能であれば体表、特に足裏に消毒薬を噴霧して消毒した			
検体採材	・血液採取のために使用した器具、血液を封入した試験管についた血液を消毒用アルコールの噴霧・清拭により消毒した			
	・消毒済の試験管はチャック付きポリ袋に二重に封入（各封入時に消毒）の上、クーラーバッグに保冷・保管しさらにバッグ内も消毒した			
捕獲個体・死亡個体の処理・消毒	・捕獲・死亡個体を自治体の指定する処理方法に従い、適切に処理した			
	＜焼却処理施設、検査機関等へ運搬する場合＞ ・体表面の消毒後、血液や糞便等が漏れ出さないようブルーシート等で二重に包みビニールテープでとめる等し、二重包みの表面を消毒した			
	＜現場で埋却する場合＞ ・野生動物が掘り返すことができないくらいの深さの穴に消石灰をまき、その上に死体（ブルーシート等に包まない）を置き、死体の上から消石灰を再度まき、土で埋却し、土の表面にさらに消石灰をまいた			
	・捕獲場所周辺を消毒薬で地面が十分濡れるまで消毒した（可能な場合、消石灰も散布）			
	・使用した器材を消毒した			
	・現場を離れる際、手袋を消毒・交換した			
	・長靴を靴底の泥を落としてから、消毒薬の噴霧により消毒した			

項 目		A 区域	B 区域	死亡個体
運搬	・運搬中に血液等の体液や糞等が漏出した場合、当該地点を消毒薬で消毒した			
	・積み込み時、車両に直接イノシシが触れないよう、ビニールシートを敷く等の措置を行った			
駐 車 場 到 着時・移動	・イノシシの運搬に使用したソリなどを消毒した			
	・現場に持ち出した猟具・器具などを改めて消毒した			
	・猟犬の体表及び足裏の泥汚れなどを十分に落とし、足及びリード等の器具を消毒した			
	・タイヤを消毒薬の噴霧により消毒した（泥を落としてから消毒）			
	・長靴を靴底についた泥を落としてから消毒薬の噴霧により消毒した			
	・消毒用アルコールを手指に噴霧して消毒した			
帰 宅 後 の 対応	・バケツなどに消毒薬を入れ、猟具や器具、長靴を漬けて消毒し、その後、十分に水洗いした			
	・防護服や使い捨て手袋、採材時に出たゴミ等は二重にゴミ袋に入れて密閉し、表面を消毒用アルコールで噴霧した後、適切に処分した			

(2) 参考資料

農林水産省 HP「CSF（豚熱）について」. URL : <http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/>

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年2月5日農林水産大臣公表）. URL :

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_bousi/attach/pdf/index-23.pdf

豚コレラ経口ワクチンの野外散布実施に係る指針（2019年3月5日。2019年7月17日改訂）

農林水産省拡大豚コレラ疫学調査チーム「豚コレラの疫学調査に係る中間取りまとめ」（令和元年8月8日）. URL:

https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/eisei/usibuta_sippe/31/attach/pdf/index-22.pdf

農研機構 HP「豚熱（Classical swine fever）解説」. URL:

http://www.naro.affrc.go.jp/laboratory/niah/swine_fever/explanation/classical_swine_fever/index.html

農研機構 HP「ASF アフリカ豚熱 African Swine Fever」. URL :

<http://www.naro.affrc.go.jp/laboratory/niah/asf/index.html>

アイオワ州立大学食品安全・公衆衛生センター「Classical Swine Fever」. URL :

http://www.cfsph.iastate.edu/Factsheets/pdfs/classical_swine_fever.pdf

岐阜県資料「イノシシを回収する際の注意点」

岐阜県提供資料「防疫手順「回収や消毒の注意事項」補足」（調査捕獲従事者向け資料）

岐阜県提供資料「野生イノシシの血液サンプルの採取及び発送について」

岐阜県提供資料「イノシシ血液の採取と送付のお願いについて【お願い】」

岐阜県提供資料「血液サンプル採取個体の、写真撮影及び処分の確認について」

岐阜県提供資料「豚コレラや防疫の基礎知識」（令和元年度 野生イノシシ捕獲に係る防疫研修資料。岐阜県農政部家畜防疫対策課）

岐阜県提供資料「見回り活動やイノシシ捕獲時の消毒・防疫手順」（令和元年度 野生イノシシ捕獲に係る防疫研修資料）

岐阜県提供資料「埋設時の留意点等について」（令和元年度 野生イノシシ捕獲に係る防疫研修資料）

第1回 岐阜県豚コレラ有識者会議配布資料 参考資料2「調査捕獲衛生対策チェックリスト＜いのしし用新規作成＞」

愛知県提供資料「豚コレラウイルスの拡散防止のためお願い」（令和元年7月24日）

愛知県提供資料「狩猟者のみなさま 豚コレラウイルスを拡げないため防疫にご協力ください」

滋賀県提供資料「交差汚染防止措置に係る衛生マニュアル」（公開前）

滋賀県提供資料「交差汚染防止措置に係る衛生マニュアル」簡易版（公開前）

FAO-OIE. GF-TADs Handbook on ASF in wild boar and biosecurity during hunting – version 19/12/2018 URL: http://web.oie.int/RR-Europe/eng/eng/Regprog/docs/docs/GF-TADs%20Handbook_ASF_WILDBOAR%20version%202018-09-25.pdf

Guberti, V., Khomenko, S., Masiulis, M. & Kerba S. 2019. African swine fever in wild boar ecology and biosecurity. FAO Animal Production and Health Manual No. 22. Rome, FAO, OIE and EC. URL: <http://www.fao.org/3/ca5987en/CA5987EN.pdf>